

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 7 日

古平町長 貞 村 英 之

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

古平町一円

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 6 月 6 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

〔 個人 2 経営体 〕

### 4 3 の結果として、当該区域に担い手が充分いるかどうか

担い手がない

### 5 農地中間管理機構の活用方針

個人毎の希望を尊重した上で対応していく

### 6 地域農業の将来のあり方

古平町の農業は、経営耕地面積が狭小のため、安定的な経営基盤の確立が難しい状況である。その為、新規就農者や後継者といった担い手が不足している。経営を安定させるためには小さい面積で、高収益を上げる必要がある。高収益を上げるため、直接販売の推進などで利益率を高くしていきたい。現状では町営の直売所の整備といったことは難しいため、イベントへの参加促進や個々の農家の直接販売を奨励していく。